

原本は法人で保管すべきものですので、提出はコピーしたもので結構です。

(法第 10 条第 1 項第 2 号口関係様式例)

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

住所・氏名は**住民票の  
とおり正しく**記載して  
ください。

認印でOK

「理事」か「監事」のい  
ずれかを記載します。

住所又は居所 佐賀市内〇丁目〇番〇号  
氏名 佐賀 太郎 印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の **理事** に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

#### 特定非営利活動促進法第 20 条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 3 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

#### 特定非営利活動促進法第 21 条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることになってはならない。

この「就任承諾及び誓約書」は、設立時の役員だけでなく、設立後の役員交代に際して、新任の方から提出していただくべき法人にとって重要な書類です。「役員選任と変更届」でも使用しますので参照してください。